

平成30年度 串間市地域包括支援センター運営業務計画

I 目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されたものである。

(介護保険法「平成9年法律第123号」第115条の46第1項)

II 設置主体 串間市

III 市町村の責務

(介護保険法第115条の46第1項の目的を達成するため以下の体制整備に努める)

- 1 適切な人員体制の確保
- 2 市町村との役割分担及び連携の強化
- 3 串間市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る方針
(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号;第140条の67の2)
 - 1) 串間市の地域包括ケアシステムの方針
 - 2) 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
 - 3) 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築方針
 - 4) 第1号介護予防支援事業の実施方針
 - 5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
 - 6) 地域ケア会議の運営方針
 - 7) 串間市との連携方針
 - 8) 公正・中立性確保のための方針
 - 9) その他、地域の実情に応じて運営協議会が必要であるとした方針

IV 事業内容

「串間市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る方針」に基づき、下記の1～3の業務、並びに、4の指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業(介護保険法第115条の45第1項第1号二(居宅要支援被保険者に係る者を除く))を一体的に実施する。

1 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。

業務内容としては、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行うものである。

(1) 地域におけるネットワークの構築

- ①センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。
- ②ネットワークによる課題の抽出や更なる問題の発生を防止するため、ネットワークの重要性について、地域における様々な関係者に働きかけを行う。
- ③地域において、ネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連結機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するためセンターとしてのネットワーク構築及び整備を行う。
- ④構築したネットワーク及び既存のネットワークについて、三職種で共有し、ネットワークが相互に広がるよう意識した活動に取り組む。
- ⑤地域の課題や住民への支援については、地域の関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。
- ⑥サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により、活用可能な機関・団体等の把握などを行う。

(2) 実態把握

- ①地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。
- ②地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。
- ③把握した問題やニーズについて、予防へと展開していく取組を行う。

(3) 相談業務

- ①初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげる。
- ②関係機関からの相談に対し、速やかに対応し、報告するなど信頼関係構築に努める。
- ③相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。
- ④認知症が関連する相談の場合には、状況に応じて「認知症地域支援推進員」または「認知症初期集中支援チーム」への情報提供を行い、必要な連携を図りながら適切な対応を行う。

(4) 困難事例

- ①困難事例（重層的課題がある支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。
また、串間市担当課とも連携を図り、適切な対応を行う。

2 権利擁護業務（介護保険法第115条の45第2項第2号）

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。

業務内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

（1）権利擁護に関する啓発

- ①権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等）について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め防止するための啓発活動に取り組む。

（2）高齢者虐待への対応

- ①地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組む。
- ②通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「串間市高齢者虐待等マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、串間市担当課と連携を図り、適切な対応を行う。

（3）成年後見制度

- ①認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用が必要かどうかを判断する。
- ②成年後見制度の利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。
- ③成年後見制度の利用が必要と判断したが、申立て可能な親族がない場合等は、串間市に報告し、市長申立てにつなげる。

（4）消費者被害防止

- ①消費生活センターや警察等の他機関と連携して、事例に対応できる体制を整備する。
- ②地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

- 3 包括的継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものである。

業務内容としては、「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行うものである。

（1）包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ①地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ②地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。
- ③「地域ケア会議」を設置し、個別ケースの支援検討を通じ、支援の検証、地域課題分析、把握等を行い、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う。

（2）介護支援専門員に対する支援

- ①地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言、同行訪問等を行う。
- ②地域の介護支援専門員の支援については、事業所の人員配置等の形態にも配慮した支援に努める。
- ③地域の介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。
- ④個々の介護支援専門員の抱えるニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるよう取組を行う。

（3）事例検討会・研修会等の実施による支援

- ①介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

また、事例検討会、研修会等を開催する際には、地域の介護支援専門員との協働で企画する等、地域の介護支援専門員が主体的に参加できるよう取組を行う。

- ②地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

4 指定介護予防支援事業（介護保険法 8 条の 2 第 18 項）及び第 1 号介護予防支援事業（同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二（以下「指定介護予防支援事業等」という。）

指定介護予防支援事業は、介護保険における介護予防対象者となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行うものである。

第 1 号介護予防支援事業とは、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じた、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う事業である。

- (1) 地域包括支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所（介護保険法第 115 条の 22）を設置し、介護予防支援事業等（介護予防マネジメント）を実施する。
- (2) 指定介護予防支援事業等については、「指定介護予防等支援の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 37 号）」及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインを遵守し、介護保険における要支援者及び総合事業対象者の一人ひとりに必要なサービスが、公正・中立に提供されるよう努める。